

カトリック福知山教会 小教区評議会規約

(名称)

第 1 条 この評議会の名称は、「カトリック福知山教会小教区評議会」(以下評議会とする)。

(目的)

第 2 条 本小教区は、普遍教会の教えと京都司教区の方針に一致したビジョンを持ち、兄弟姉妹としての交わりを深めることによって、キリストの体である共同体作りを目指し、地域社会にキリストの福音を宣べ伝える福音共同体として、共同宣教司牧を実践するために設立する。

(主宰)

第 3 条 評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。
場合によって、司教から任命された司牧者がこれに含まれる。

(評議会の構成)

第 4 条 評議会は、次の者を評議員として構成する。

- 1 信徒の代表として選出された役員・・・・・・・・・・ 3名程度
- 2 各部会の代表者・・・・・・・・・・ 各部会 1名
- 3 地区委員・・・・・・・・・・ 地区代表者
- 4 任意グループの代表者・・・・・・・・・・ グループ代表者

(評議会の開催)

- 第 5 条 本会の会合は、ブロック担当司祭団の招集によって、原則として毎月 1 回（但し、8 月は除く）会議を開催する。
- 2 ブロック担当司祭団が必要と認めた時には、臨時に会議を開催することができる。
 - 3 ブロック担当司祭団が必要と判断した場合には、関係者に本会への出席を求めることができる。

(評議会の審議事項)

第 6 条 評議会は、小教区の運営・活動全般に関わる下記の事項を審議する。

- 1 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期・短期）の作成。
- 2 基本方針に基づく、年間行事の決定。
- 3 予算および決算の承認。予算外支出の承認。
- 4 部会、任意グループ等の設置および改廃。
- 5 規約、規定の制定と変更。
- 6 その他の重要事項。

(審議事項の決定)

第 7 条 評議会での審議事項の決定は、出席者の合議による。

(決定事項の執行)

第 8 条 評議会の決定事項の執行は、ブロック担当司祭団の承認を経て執行する。

(役員の選出)

第 9 条 役員の選出は、役員数に基づく連記制による投票を行い、上位順に候補者の中からブロック担当司祭団が役員を任命する。投票権は、18歳以上の本小教区の在籍信徒が有する。

(部会の代表者および地区代表者の選出)

第 10 条 各部会の代表者、および各地区代表者は、部会、地区での互選とする。選出された代表者はブロック担当司祭団の承認を受ける。

(財務部員の選出)

第 11 条 財務部員は、業務の性質上、役員が推薦し、ブロック担当司祭が任命する。

(任意グループの代表者)

第 12 条 グループ代表者は、そのグループからの推薦者を代表とし、ブロック担当司祭団と評議会が承認した者とする。

(役員・評議員の任期)

第 13 条 役員・評議員の任期は2年（1月1日から翌年12月31日）とし、再選を妨げない。但し、連続2期を超えないことを原則とする。

- 2 任期中に欠員が生じたときは、後任者を評議会で選出し、ブロック担当司祭団が任命する。その任期は、前任者の残期間とする。

(役員の任務)

第 14 条 役員は、以下の任務を行う。

- 1 ブロック担当司祭団と共に、小教区全体の運営についての調整。
- 2 評議会の準備、記録。
- 3 小教区の代表として「ブロック会義」等への出席。
- 4 その他、必要とする業務。

(部会の設置)

第 15 条 小教区を円滑に運営するために次の部会を設置し、在籍信徒はいずれかの部会に所属し、奉仕する。

- 1 教育部
- 2 典礼部
- 3 広報部
- 4 施設管理部
- 5 財務部 等

(小教区総会)

第 16 条 小教区総会は、ブロック担当司祭団の招集により、定例総会を毎年 1 回開催する。

また、必要に応じ臨時に開催することができる。

- 2 小教区総会には、小教区に所属する信徒が参加する。
- 3 小教区総会では、評議会で決定されブロック担当司祭団が承認した事項について周知され、信徒が小教区運営について意見を述べることができる。

(会計監査)

第 17 条 小教区会計処理が適切に行われているかの監査を行うために、役員、評議員を除く信徒から 2 名を会計監査として、ブロック担当司祭団と役員が相談して選出し、ブロック担当司祭団が任命する。

- 2 会計監査の任期は、評議員と同じとし、再任は 2 期を超えないことを原則とする。

(規約の発行)

付 則 本規約の制定、変更は、カトリック京都教区司教の認可を得て発効する。

付 記

本規約の教区司教の認可 2015 年 3 月 31 日：発効 2015 年 4 月 1 日。

本規約の改定司教の認可 2018 年 3 月 31 日：発効 2018 年 4 月 1 日。

＋ハウズ大塚喜直

